

●介護人材キャリアアップ助成金Q・A

NO	Q	A
1	申請期限はありますか。	申請を行う年度の昨年度の4月1日修了以降の研修が対象となります。研修修了日をご確認のうえ、お早目の申請をお願いします。
2	対象職員の勤務の継続期間に決まりはありますか。	申請時点で勤務していれば問題ございません。
3	初任者研修は都の助成金を受けましたが、実務者研修について申請は可能ですか。	実務者研修について他の制度の助成を受けていなければ可能です。
4	奨学金として本人に貸し付けた受講料を、事業所に一定期間勤務したことにより事業所が負担した場合は本制度の対象となりますか。	対象となりません。
5	対象職員が研修修了後に勤務を開始した場合は、本制度の対象となりますか。	勤務開始日が研修終了後3か月以内であり、申請時点で勤務していれば対象となります。
6	対象職員が一般教育訓練給付金を受給していた場合、給付金を差し引いた金額で申請することは可能ですか。	他の制度による助成を受けている場合は、本制度の対象とはなりません。
7	派遣で勤務している職員は助成対象となりますか。	派遣での勤務の場合は、本制度の対象とはなりません。区内の事業所に直接雇用されている職員が対象となります。
8	非常勤職員は助成対象となりますか。	事業所に直接雇用されている職員であれば、非常勤であっても対象となります。
9	実務者研修について、介護福祉士国家試験の可否は助成要件に含まれますか。	本制度は研修費用に対する助成ですので、介護福祉士国家試験の可否は問いません。
10	助成上限額を超えるため、教材の費用を対象者の自己負担、受講料を事業者が負担した場合、助成対象となりますか。	他の要件を満たしていれば、受講料のみ助成対象となります。教材の費用は助成対象となりません。
11	研修の一環として実習を行い、クリーニング代が別途発生した場合、その費用も助成対象となりますか。	要綱上「受講に要した費用の経費のうち、入学金、受講料及び教材に要する経費とする」とあるので、受講料の中に含まれていれば対象となりますが、受講料の他かかる場合は対象となりません。
12	実務者研修について、オプションの介護福祉士試験の模擬試験代は対象となりますか。	実務者研修の修了に係る費用ではないため、対象にはなりません。
13	外国人の従業員の研修費用を申請したいのですが、どのように申請すればいいですか。	外国人については「外国人介護人材雇用定着事業」で申請してください。